

労働者派遣法第30条の4第1項第2号イに定める 同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額に 係る通知について

厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課

令和 8 年度一般賃金水準（一般基本給・賞与等）の状況及び対応

令和 8 年度に適用される予定の一般賃金水準

- 職業安定業務統計の職業計は、1,289円（昨年度より上がる職種：525職種、下がる職種：13職種）
- 賃金構造基本統計調査の産業計は、1,442円（昨年度より上がる職種：117職種、下がる職種：7職種）

※基準値（0年目）

	職業安定業務統計 を活用した一般賃金水準	賃金構造基本統計調査 を活用した一般賃金水準
職業計・産業計	1,289円 (+41円)	1,442円 (+122円)
<u>(参考：前年度) 職業計・産業計</u>	1,248円	1,320円
昨年度より一般賃金水準が上がる職種	525職種	117職種
昨年度より一般賃金水準が下がる職種	13職種	7職種

※職業安定業務統計は令和 6 年度におけるハローワーク求人データを基に算定したもの
※賃金構造基本統計調査は令和 4・5・6 年における統計値を基に算定したもの

() 内は前年度比の数値

- 令和 6 年度適用の一般賃金通達においては、「令和 6 年度の一般賃金水準（一般基本給・賞与等）は、産業計・職業計で上昇し、また、上昇する職種の数も増加することとなったが、協定対象派遣労働者の待遇改善を進める観点から、改訂後の一般賃金水準を遵守した上で、昨今の経済・物価動向及び賃金動向を勘案して賃金を決定することについて労使で十分に協議することが考えられること。」を記載。
- 令和 7 年度適用の一般賃金通達に引き続き、令和 8 年度適用の同通達においても、同様の記載とする。

一般賃金水準に用いる各指数等の更新

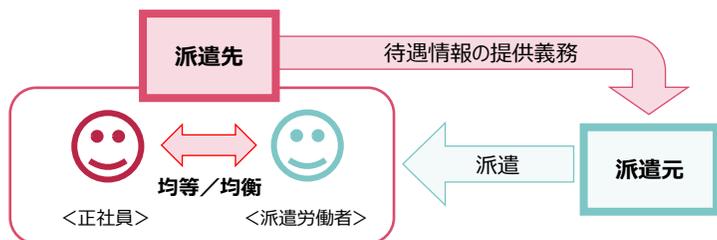
指数等	内容	令和7年度通達の数値	令和8年度通達の数値														
1.賞与指数	職業安定業務統計の求人賃金に賞与が含まれていないことから、これを加味するために、賃金構造基本統計調査の「勤続0年」の特別給与により算出した指数	0.02	0.02 (変更なし)														
2.能力・経験調整指数	能力及び経験の代理指標として、賃金構造基本統計調査の特別集計により算出した勤続年数別の所定内給与（産業計）に賞与を加味した額により算出した指数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>0年</th> <th>1年</th> <th>2年</th> <th>3年</th> <th>5年</th> <th>10年</th> <th>20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100.0</td> <td>113.8 (116.0)</td> <td>121.8 (124.3)</td> <td>124.8 (127.0)</td> <td>133.6 (133.0)</td> <td>142.7 (149.4)</td> <td>177.4 (179.3)</td> </tr> </tbody> </table>	0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	100.0	113.8 (116.0)	121.8 (124.3)	124.8 (127.0)	133.6 (133.0)	142.7 (149.4)	177.4 (179.3)	※ () は令和7年度通達の数値
0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年											
100.0	113.8 (116.0)	121.8 (124.3)	124.8 (127.0)	133.6 (133.0)	142.7 (149.4)	177.4 (179.3)											
3.学歴計初任給との調整	賃金構造基本統計調査の「勤続0年」の数値には中途採用者が含まれていることを踏まえ、当該影響を調整するために、賃金構造基本統計調査の学歴計の初任給との差を控除するために算出した数値	12.6%	12.5% (▲0.1%)														
4.一般通勤手当	同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額のうち、通勤手当に係る額	73円	79円 (+6円)														
5.退職手当に関する調査	同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金のうち、退職手当（退職手当制度で比較する場合）に係る額等	以下の1調査を更新 ・中小企業の賃金・退職金事情（東京都）															
6.退職金割合	同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額のうち、退職手当（退職金前払いの方法、中小企業退職金共済制度等への加入の方法の場合）に係る額	5%	5% (変更なし)														

(参考) 派遣労働者の同一労働同一賃金【概要】

- 派遣労働者の同一労働同一賃金については、派遣元事業主に対し派遣先均等・均衡方式又は労使協定方式のいずれかの待遇決定方式による公正な待遇の確保を義務づけている。

A 派遣先均等・均衡方式（法第30条の3）

⇒ 派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇



派遣元は、派遣労働者について、

①個別の待遇（基本給、賞与、通勤手当、福利厚生など）ごとに、

②派遣先の正社員と派遣労働者の

①職務内容（業務内容、責任の程度）

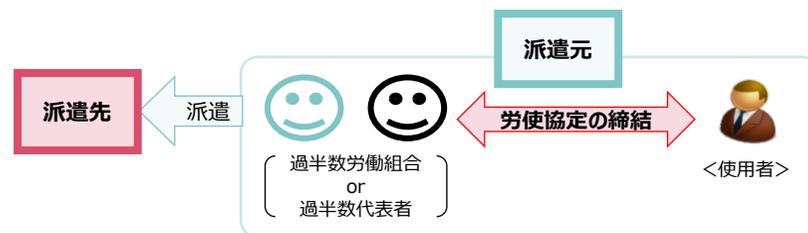
②職務内容・配置の変更範囲（転勤配置転換の有無・範囲）

が同一であれば、正社員と比べて不利な待遇としてはならず
（均等待遇）、

③上記に当たらない場合でも、①職務内容、②職務内容・配置の変更範囲、③その他の事情（成果、能力、経験など）を考慮して不合理な待遇差としてはならない **（均衡待遇）**

B 労使協定方式（法第30条の4）

⇒ 一定の要件を満たす労使協定による待遇



派遣元の過半数労働組合又は過半数代表者との間で締結した一定の要件を満たす労使協定に基づき待遇を決定。

労使協定に定めるべき内容

- 対象となる派遣労働者の範囲
- 賃金の決定方法（一般賃金額と同等以上、職務内容、能力等の向上があった場合に改善されるもの）
- 職務内容、能力等を公正に評価して賃金を決定すること
- 有効期間 など

一般労働者（無期雇用フルタイム）の賃金額の水準は、賃金構造基本統計調査と職業安定業務統計（※）を活用し、厚生労働省において、毎年度公表。

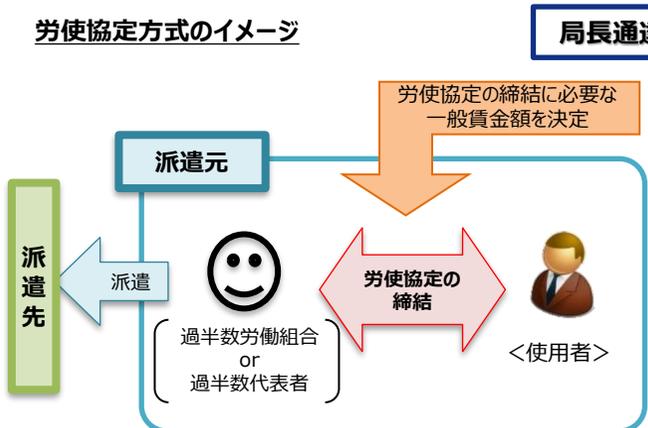
※ 職種、経験年数、地域に応じて調整

※ 一般労働者の通勤手当額や退職金の額も考慮して一般賃金の水準を設定

(参考) 労使協定方式及び待遇改善の取組【概要】

- 労使協定方式には、「一般労働者の賃金（一般賃金）額と同等以上」の要件があり、統計調査等による一般賃金額（賞与込み）を局長通達で毎年度公表している。

労使協定方式のイメージ



労使協定に定めるべき内容

- ・ 対象となる派遣労働者の範囲
- ・ 賃金の決定方法（**一般賃金額と同等以上**、職務内容、能力等の向上があった場合に改善されるもの）
- ・ 職務内容、能力等を公正に評価して賃金を決定すること
- ・ 有効期間 など

派遣料金の交渉における配慮【法第26条第11項】

派遣先は、当該労働者派遣に関する料金の額について、**派遣元事業主が法令遵守できるように配慮することが求められる。**

局長通達

A 一般基本給・賞与等

- ① **職業安定業務統計**の求人賃金に基づく一般賃金（賞与込み） ② **賃金構造基本統計調査**に基づく一般賃金（賞与込み）

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値				
		1年	2年	3年	5年	10年
職業計	1,248	1,448	1,551	1,585	1,660	1,865
01 管理的職業	1,551	1,799	1,928	1,970	2,063	2,317
001 法人・団体役員	1,878	2,178	2,334	2,385	2,498	2,806
00101 会社役員	2,075	2,407	2,579	2,635	2,760	3,100
00199 その他の法人・団体役員	1,563	1,813	1,943	1,985	2,079	2,335
002 法人・団体管理職	1,594	1,849	1,981	2,024	2,120	2,381
00201 会社管理職	1,601	1,857	1,990	2,033	2,129	2,392
00299 その他の法人・団体管理職	1,524	1,768	1,894	1,935	2,027	2,277

OR

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値		
		1年	2年	3年
産業計	1,320	1,531	1,641	1,676
1031 管理的職業従事者	3,102	3,598	3,856	3,940
1051 研究者	1,721	1,996	2,139	2,186
1072 電気・電子・電気通信技術者 (通信ネットワーク技術者を除く)	1,561	1,811	1,940	1,982
1073 機械技術者	1,393	1,616	1,731	1,769

能力・経験調整指数
能力及び経験を反映するための指標

賃金構造基本統計調査より
0年, 1年, 2年, 3年, 5年, 10年, 20年の指標を算出

+

地域指数
地域の物価等を反映するための指標

ハローワークで受理した求人の月額賃金より
「都道府県別」「ハローワーク別」に算出

B 一般通勤手当

実費支給

派遣就業場所と居住地の距離等に
応じた費用の**実費**を支給

OR

1時間当たりの通勤手当に相当する額を支給

賃金構造基本統計調査より
1時間あたりの通勤手当に相当する額を算出

C 一般退職手当

退職手当制度での比較

支給月数等の相場について
各種調査結果を公表

OR

退職金前払い方式

賃金構造基本統計調査より
「現金給与額」に占める
退職金の割合を算出
(令和8年度5%)

OR

中小企業退職金共済制度等
への加入